

幕末期における農閑余業の展開

——小作貧農層を中心に——

中山 富 広

はじめに

広島藩、とりわけ賀茂郡を対象とした研究では管見のかぎり地主経営の分析が主たるものであって、農閑余業を正面から取り上げた研究はいまのところない。言及されていてもそれは地主経営にかざられており、わずかに「上層農民の在郷商人化、三石未滿層の余・雑業、労働力販売^①」と特徴づけられているにすぎない。そこで小論では、安芸國賀茂郡広村を事例として、幕末期の農閑余業の問題を考察したいが、特に当時の農民にとって農閑余業が農業経営中どのような位置を占めていたのかということについて考えてみたい。

農閑余業の意義づけについて安良城盛昭氏は、非自立的な小作農民経営という視点から零細小作農と農閑余業・年季奉公人放出・日雇稼ぎとの結びつきの必然性を強調された。これは農閑余業そのものみについて限定すれば、貧農経営の再生産維持のための、いわば補完物——家計の補充——として位置づけたものである。

ところで農閑余業について定義を与えておかなければならないだろう。史料の上では、「浮儲」「農余浮儲」「余稼」「農商渡世」等々の表現でみられるが、今の兼業——若干のニユアンスの違いはあるが——

に当たるとは言うまでもない。小論で兼業という語を使わずに農閑余業という語を使った理由は、「農閑」という言葉の響きにある。言うまでもなく、農作業のひまな時期だけに種々の余業が行なわれていたわけではないが、後述するように、いかなる商品生産に携わっている農民——特に小作貧農層——であっても、農民自身は「作間」に行なう「余稼」であると観念している、あるいは強固な幕藩体制・領主権力によって観念させられていたのではないかと考えたからである。それは客観的にみれば商品生産に携わるものと、そうでないものとの両者が含まれるが、幕藩体制下の小作貧農層の観念からすれば、いかなる兼業であっても農閑余業なのである。

したがって、以下の行論は小作貧農層の農閑余業が中心となるが、一部の上層農民のそれには「兼業」という語を使っておいた。

一 広村の概略——前提——

賀茂郡広村は呉の東に位置し、背後に黒瀬数ヶ村を擁する、瀬戸内海に面した新開村である。明治十年（一八七七）「第八大区賀茂郡広村景況書」によると、毛付反別約七八〇町、人口は一・二万人、戸数

第1表 土地保有規模の分布の動向

	弘化3年		万延元年		明治5年	
100石～	2	0.13%				
50～100	2	0.13			1	0.05
30～50	4	0.26	1	0.06%	1	0.05
20～30	3	0.19	2	0.13	6	0.32
15～20	4	0.26	2	0.13	7	0.36
10～15	11	0.72	8	0.51	12	0.64
8～10	16	1.05	5	0.32	7	0.37
5～8	34	2.23	21	1.34	38	2.03
3～5	72	4.72	45	2.28	67	3.57
1～3	218	16.29	204	13.06	265	14.13
0～1	1,160	75.06	1,273	81.55	1,466	78.38
計	1,526	100	1,561	100	1,870	100

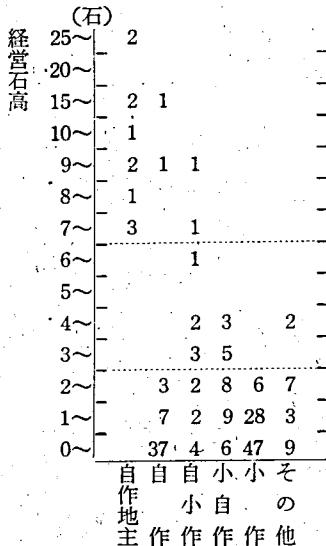
(注) 小川国治「近世後期瀬戸内農村における『農民的土地所有』の進展」(『芸備地方史研究』69・70)より引用

二、八二三戸(うち農戸数一、九五五戸)という大規模な村であった。いま、小論の意図にかかわるところを簡単に触れて広村の概略にかえようと思う。

(1) 農民層の分化について

第1表は幕末期の土地保有別規模を示したものであるが、一石未満の零細農が八〇%前後を占めているのが注目される。なお表には含まなかったが、数多くの無高層の存在と、一〇〇石以上の土地を集積している尾道・三原などの商業高利貸資本の進出という事実も付け加えておきたい。このような農村構造のもとにあっては、当然地主・小作

第1図 明治5年における広村大新開・灘組農民



(注) 但し、小作地の石数には3分の1をかけてある。

関係の展開が予想される。

(2) 地主・小作関係

幕末・明治初年の地主・小作関係を量的に把握することは、関係史料の残存状況からして困難であるが、文政二年(一八一九)「国郡志御編集ニ付書出帳」に次のような記載がある。

当村百姓専耕作を主として外ニ産業なし、依而小百姓浮過迄も預作をし、互ニ農業を励ム而已。

第1図は名寄帖・水帖および下札帖類から大新開・灘組農民の土地貸借規模を推定し、自作別に推測・分類したものである。正確さを欠くとは言え、地主・小作関係の展開を十分に示しているし、自作農の極端な両極分解も示している。

次に小作料がどの程度であったかは正確にはわからないが、幕末期の一枚の文書がかなり高率であったことを示している。

一有畝式反 ^り四七

大林分

分米石五升九合九勺

此物成石式斗三升五合九勺

高ニ付六ツ成

内

三石 預ケ米

差引石七斗六升四合壹勺

一有畝壹反貳畝

伝左衛門分

分米九斗九升五勺

此物成五斗九升四合三勺

内

壹石八斗 預ケ米

差引石式斗五合七勺

差引高が小作料であり、物成よりも小作料が高いのに注目される。また先に引用した「第八大区賀茂郡広村景況書」には、田方小作米として「上等反ニ付凡壹石式斗八升預ケヨリ下等式斗五升マテ凡平均三斗五升」というように一項目独立して設けられており、地主制が少なくとも近世後期ごろから展開しつつあったことが推測できる。

(3) 農業生産物と商業的農業

一般に瀬戸内地方は畿内とともに商業的農業の高度な発展地域として理解されているが、広村はどのような特徴をもっていたのであろうか。

まず主な農業生産物を明治十年「第八大区賀茂郡広村景況書」によって列挙すると、田には「主作稻、外ニ綿」、畑には「主作綿麥芋大根、外ニ雜穀」であり、二毛作中心のかなり集約的な農業経営が行われていたことが知られる。第2表に明治六年の見付田畑を除く四五

町の農産物の割合を示したように、米麦綿芋が主生産物である。

ここで綿について簡単にみておくと、

明治初年には約五二町の作付を示しているが、幕末期の作付

状況はどうだったのか。幕末期の庄屋であった多賀谷勝左衛門の手記によれば「広村綿植付畝数凡貳百町」と記載されている。

当辺ハ御城下近在与違ひ専ら稲作ヲ本勢ニ仕候処、三十余ヶ年前々新開所へ追々植増余程作り出申候処、近年凶作打統殊ニ直合も不懸ニ付、昨今ハ尚又已前通り多クハ稲毛ヲ植付申候。

右の史料には、文政年間より盛んになりつつあった綿作が安政期の凶作によって採算が合わなくなったため、またもとのように稲作中心になったことが書かれている。したがって安政年間より綿作が停滞していったことが読みとれる。

ところで、凶作によって衰退していくような綿作は商業的農業の展開度はいかなるものであったのか。一八世紀末の寛政期の記録によると、木綿・布については「百姓共自用於ハ織申候、売候儀無御座候」、同様になされた・荒苧・菜種についても「少シツ、作り申候、売候儀無御座」とあり、商品化されるには至っていないことを示している。文政期になっても、例えば木綿などは「女ハ少々宛織のへをすれども只村中ニ而商フ程之事^①」でその規模のほどがうかがえる。

第2表 明治初年における明作付状況

米	3,130.45反	38.95%
麦	3,489.87	43.43
綿	520.00	6.47
芋	890.00	11.07
大根	6.80	0.08
計	8,037.12	100

(注) 明治6「田畑の件」より作成。ただし見付田畑を除いた約455町の作付状況である。

綿作が本格的に商品生産として栽培されるようになったのは天保期以降であろう。そのことは数多くの技術の例から推測できるし、農民のなかにも「當時者何作ニ而も銘々得勝手ヲ以作替致シ当村ニおゐてハ米穀不自由ニ相成、無惣買入米ニ而自身御年貢米斗リ出候者も有之趣ニ相聞へ、中ニ者不正之他国米買請御年貢米ニ差出候」綿作百姓も出現するようになった。

したがって、綿作を中心とした商業的農業の展開は天保期以降ということができる、それが広村における「永代売」形態による土地移動の展開と時期を同じくしていることは示唆的である。

二 幕末期の農閑余業について

(1) 寛政と文政期

幕末期の前提として寛政と文政期の農閑余業の特色をみておこう。

この時期の農閑余業を示す史料はあまり残存しないが、まず寛政七年（一七九五）「御領分諸色有無物帖御約メ御用ニ付産物御改帖」によつてこの時期の農閑余業のあり方をみていきたい。少し長いが主要な部分を引用する。

- 一 鍛冶 貳人 御帖付
- 一 紺屋 貳人 御帖付
- 一 傘箱釣燈丸釣燈細工 貳人
- 一 一家大工 四人 御帖付
- 一 木挽 貳人 御帖付
- 一 左官 三人 御帖付
- 一 飴屋 壹人
- 一 石切細工人 壹人

一 わたうち 貳人

一 木綿実 貳千貳百八拾貳貫七百六拾目

一 木綿 百姓共自用於ハ織申候儀無御座候

一 鯛浜方入用之網 当村分村々拵出シを買集日向肥前 [] [] 同
国備後々紀州迄之内へ積出し申候

一 山まゆ 山中ニ而自然見当候を取置売申候

一 布 百姓共自用於ハ織申候儀無御座

一 きわた 壹ヶ年凡三千三百五拾七メ目
此内少シ売申候

一 竹の皮笠細工人 壹人

一 唐櫃実 少シツ、売申候

一 種油稼 壹人手作手紋リニ仕申候

一 志たみ細工人 貳人

一 こんにゃく製売之者 貳人

一 とうふ製売之者 四人

一 ところてん製売之者 四人

一 酒屋 三軒

一 長浜浦商人共沖合出張活漁を買大坂へ積出魚類ノ通 (略)

(傍線引用者、以下同様)

鍛冶・紺屋・家大工等、明らかに職人と思われる者が三〇人ほど存在している。寛政十一年（一七九九）に広村の戸数が九七六軒であることを考えると極めてわずかな割合である。次に木綿・布は共通して「自用於ハ織申候」状態であり、「売候儀無御座」と書かれてあるように商品化されるまでには至っていない。同時期の別の史料によつても「綿 村内ニさ申程ハ作り申候、尤年ニ寄候へハ少々ツ、売申候、」

「もめん・ぬの」については「百姓其外浮過之者銘々自用於ハ織申候、他所江売申儀無御座候」と述べられており、單純商品生産段階を脱しきっていない状態であったことが推測される。

また長浜浦商人が畿内方面へ積出して売る「鰯浜方入用之網」はどのようにして生産されたのかといえ、^①「当村、分村ハ拵出シを買集」めるわけであるが、その生産状況は「百姓浮過之妻子すき出し商人共江少々ツ、売申候」と、小作貧農層の農閑余業によつて担われていることがわかる。

このように農業外部部門では若干の小商品生産がみられるが、「売候儀無御座候」という商品経済の未発達状況では小作貧農層が土地から離れることは困難であり、農閑余業にも新しい局面は現われてこない。これは文政期も同様であり、次の文政期の農閑余業についても簡単にみておこう。

文政二年(一八一九)「国郡志御編集ニ付書出帳」によれば「農余浮儲」として

山稼 当村野呂山々薪茅櫛等刈出す、薪茅之類ハ村中其外御城下

刃ニ商ひ、櫛ハ尾道備中玉嶋其外予州刃も買ニ参ル

塩薦 少々宛編出し隣村仁方塩浜売

網 雨天之日或ハ夜分少々宛なひ村内ニ売ル

鰯網 専女職ニすき出し仲買之者ニ売ル

木綿 女ハ少々宛織のへをすれとも只村中ニ商フ程之事也

以上の五つの稼ぎが代表的なものととしてあげられている。たとえは隣村の仁方村でも同じように「女者漁場用之鰯網をすき出し売、牛持之百姓ハ塩浜業の地場すきかきに雇れ、柴木伐出ス人有時ハ山稼ニ雇、或ハ塩浜用之小繩をない出売にて当浮儲ニ当ル」と記されている。右

にあげた余業の一つ、鰯網について別の史料では「当村之儀者先年ハ漁方之者も多ク御座候ニ付麻宇統口間、男女老人子供ニ至迄漁網漉立手織仕候」とあり、「男女老人子供」までがまさに「作問」に行なっていた「余稼」であったことが知られる。

以上みてきたように、「山稼」など農業部門における商品生産の発展如何とは関係のない農閑余業も存在していたことがわかった。深谷氏の言葉を借りれば、これらの余業は「近世期を通じて厚い層をなして」いたのであり、ここでは仮にこれらの余稼ぎを一般的(基本的)余業といつておこう。しかし農業部門において商品生産が展開してくると、その一般的余業に加えて新しい余業が展開してくる。次の天保期では綿を中心にしてそのことを取り上げてみよう。

(2) 天保期

(A) 態申遣

一 近年米直段下直ニ候処、諸色直段高直ニ而諸人及難儀ニ付(中略)郡中一統左之通直段下申付候(中略)

一 酒 式割下ケ

一 味噌醬油酢之類 志割半下ケ

一 旅籠てんや物之類都而 式割下ケ

一 諸色類 志割下ケ

(B) 態申遣ス

近年米価始諸色高直ニ付、末々之もの共弥増難渋難相凌ニ付、諸職人扶持作料・夫方諸賃銀等引立凌方之義追々申出之趣承届置候へ共、(中略)諸職人共御定之作料之外増銀受取申問敷、其外夫方・中背・日雇稼之もの共ニ至迄、先々ハ差定り候外不都合之増賃受取候義不相成(後略)

右の二つの史料は(A)文政三年(一八二〇)と(B)天保十年(一八三九)の物価引下げに関する法令である。両者を比較して注目したいのは、文政三年度のものが単に物価のみの引下げを命じているのに対し、天保期の法令はそれが物価のみならず「増銀受取中間敷」とか「不都合之増貨受取候義不相成」というように、「諸職人」「中背」「日雇稼」等々の賃銀にまで言及していることである。これは賃銀の引下げによって物価の引下げをはかろうとする藩権力の企図を示すものであるが、この賃銀引下げ―物価引下げという図式は、それだけ当時の農民が「賃稼ぎ」に従事していた背景を示している。

そこでこの(B)法令に対する広村の「約帖」が存在するので次にその主要部分を紹介しよう。

覚

賀茂郡広村

- 一 紺屋染賃五割下ケ
- 一 職人□作料六割下ケ此節者御定通之外増銀遣し不申
- 一 農日雇賃六割三步下此節式貳貳分
- 一 綿打賃百目ニ付三分

(中略)

- 一 綿地端物類 □□ 六割下ケ
- 一 石灰四割下ケ
- 一 薪六割下ケ
- 一 魚鳥類凡六割下ケ

右等五月朔日後此節迄諸色直段御尋ニ付、当村得斗相しらへ申候
 処前書之通ニ御座候、為其約帖面差出申候(後略)

この史料によると、まず諸賃銀の値上げ禁止どころか五割以上も大幅に引き下げられていることがわかる。たとえば職人は六割、農日雇賃

は六割三步も切り下げられている。

また「農日雇」「綿打」など従来の余業とは異なったものが出現していることも示している。「綿打」はさきの寛政年間の史料にもみられたが、そこでは「わたうち 式人」という記載だけであった。これが綿作の発展とともに次第に一般農民の農閑余業となっていたことは、「百目ニ付三分」と賃銀規制の対象にあがっていることから知ることがができる。このように商業的農業の展開とともに新しい農閑余業が農民経営中に占めてくることは前述したとおりである。

そして、従来の余業である山稼ぎ等についても薪値段を六割以上も下げられ、領主の規制の対象になっていることは、小作貧農層の生活をますます困難なものとさせたのである。農民のいわば「特権」であった一般的な農閑余業でさえも小作貧農層にとって有利に展開しえなかつたということができる。

(3) 嘉永・安政期

安政五年(一八五八)、厳しい綿実統制のもとにおいて一つの抜荷事件と思われるものが起こった。次にそれを紹介しながら農閑余業の問題について考えようと思う。

(前略) 当月(極月)八日夕、村内惣四郎 与申者土蔵ニ綿実所持仕居、掛改役嘉右衛門・直平見答候処、繰屋民平 〆式拾貳俵、友助 〆七俵、与助 〆七俵、新右衛門 〆四俵、都合四人之者 〆四拾俵、質物ニ預りし由申出(中略) 油方内目付之者罷越尋合之振合も有之申値右体申出候ニ付、早速夫々呼出候処、惣四郎儀於此節出違居候ニ付、呼帰申談置、其外四人之者共得斗相約候処、いづれも小味之者にて作間ニ少々ツ、小商ひ渡世致、毎歳実綿式三本ツ、入替買請手元ニ市場繰ニ仕立所々商人共へ諸品々

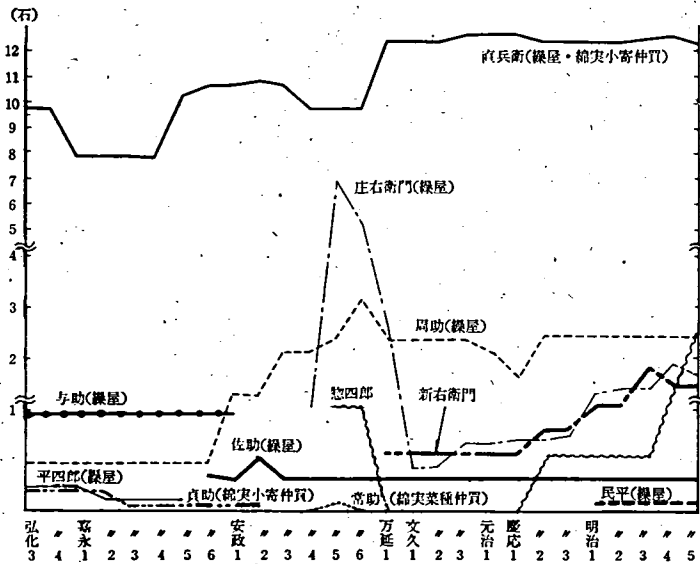
交易等仕来、尚綿実之義ハ時々御場所へ差出申候儀ニ御座候処、右惣四郎ハ外商事取引懸りも有之、敷敷催促ニ逢手元難波相断候処、綿実ニ而も相渡候へ、直段も引上ケ請取之(中略)約定致、惣四郎蔵所へ付出候(中略)惣四郎帰村次第相約重而御様子可奉申上、乍去右体之儀ニ御座候(後略)

大変長々と引用したが、事件の発端は惣四郎の土蔵の中に綿実が隠されていたのを掛改役に見付けられたことにある。そこで掛改役が詰問してみると、その綿実には民平・友平・与助・新右衛門の四人からそれぞれ「質物」として預かっている綿実であることがわかった。なぜ四人の者が「質物」として綿実を惣四郎に差出さなければならなかったかと言うと、それは惣四郎と民平ら四人との間に「外商事取引」が行なわれ、その決済銀を四人の者が「手元難波」のため払えず、その代わりとして綿実を質物として差出したのであった。この結末はどうなつたか不明だが、ここで二、三の点について述べてみたい。

第一に、ここに登場した惣四郎・民平・友助・与助・新右衛門が惣四郎を除いて「いづれも小味之者」すなわち貧農であると表現されており、「作間ニ少々、小商ひ渡世致」していること。第2図で確かめることができるように無高あるいは二石以下の階層である。では惣四郎はどうかという、これも第2図によれば、弘化三ノ安政四年、文久元ノ元治元年の両期間は無高、高持ちになつても明治五年でさへ約二・五石であり、これも土地所有面から規定すると貧農である。つまり程度の差こそあれ同じ零細土地所有者でありながら、惣四郎と民平ら四人との間に階層的差がついているのは、一つにはまさに農閑余業のあり方によるものと考えることができる。

第二に、彼らは具体的にはどのような余稼ぎを行ない、どのような

第2図 持、高、推、移、



(注) 文政3年(1820)広村大新開祖水帖, 弘化3年(1846)広村大新開水帖, はか名寄帖, 水帖類より作成。

特徴をもっていたのだろうか。
 (1) 惣四郎 「私義作間ニ小商ひ運賃積等渡世仕来」とあるだけで具体的にはよくわからないが、「於此節出遣居候(中略)帰村次第」云々とあるように、彼の余稼ぎが村内にとどまらず、村外で商売

運送稼に従事していたことがわかり、主に流通面の仕事にかかわっていたと考えられる。

(ii) 民平ら四人「毎歳実綿式三本ツ、入替買請手元ニ而場繰ニ仕立、所々商人共へ品々交易等仕来」というような繰屋を営んでいた。民平は同時に綿実菜種仲買人も兼ねている。また明治五年段階における余業の状態をみると、民平は仲買、新右衛門は万間屋、友助は綿売買(互助は記載なし)となっており、繰屋のみの余稼ぎではなく機会があればどのような「外商事取引」にも応ずるような、流動的な、多様な余稼ぎであったことが推測される。

第三に注目したいのは、この民平らの繰綿売買の仕方である。それは実綿を少しづつ買入れて「手元ニ而場繰ニ仕立、所々商人共へ諸品々交易」を行なうといった形態であるが、商人と「諸品々交易」ということは繰綿を売って貨幣を得るというだけではなく、米や衣類等々他の諸商品とも交換しており、かなり雑多な商品を対象とする小商売を行なっていたことが推測されよう。

第四に、このような繰屋は民平・新右衛門などのように「小味之者」だけだったのか。第2図には大新開・灘組の繰屋と綿関係仲買人の持高推移を示した。中農あるいは富農と思われる者も存在するが、小作貧農が中心である。図には無高百姓を書き込めなかったが、繰屋には無高が三名、仲買にも四名存在している。この無高百姓は繰屋・仲買のみだけではなく、小作農としての側面もあわせ持っていることも指摘しておきたい。

以上、幕末期における農閑余業の展開について、小作貧農層の余稼ぎを中心にしてその実態をみてきた。ここでは小作貧農層の農閑余業に発展的な契機を認めることはできないであろう。その理由は、こ

では述べなかつた藩権力の流通統制、農民的市場の未発達が考えられるが、ここで第一に指摘するべき点は、その小規模な商売(「小資本」ということである。わずかの余剰分も生活費に消費され、年々拡大再生産するような事態に至ることは稀であろう。したがって繰屋を営んでいても、なお貧農の域を脱しきれず、機会があれば様々な余稼ぎに従事して、家計のやりくり窮している——家族員一体となった——姿が看取できるのである。

ところで最後に、上層富農について言えばそれだけにつきるものではない。たとえば、割庄屋・多賀谷千兵衛が毎年「自力を以広村作綿買集メ繰綿ニ仕立」て、「綿だつ延」四八〇枚を生産しているのは、単に「余稼ぎ」的なものではなく、貨幣獲得を意図した市場めあての「兼業」としてはならないであろう。

上層富農の右のような例は多くみられるが、ここではもう一つ流通面を把握していた富農の例をあげてみよう。

覚

賀茂郡広村

一千鰯七百弍拾九俵

屯俵銀六匁五分かへ

代四貫七百三拾八匁式分

内

屯貫弍百三拾八匁五分

有合ニ而相濟

残三貫五百目

問屋 峯吉

右室津網千屋久右衛門へ買受申候

(中略)

一実綿百本但拾三貫弍百メ

實數千三百式拾貫目

銀毫匁百目かへ 代拾三貫式百目

内

式貫七百目 有合ニ而相濟

殘拾貫五百目 問屋 作右衛門

右大坂天王寺村中口新兵衛々買受申候

(中略)

右品々々津仕米ハ村内漁師浮過之飯用、干鯛ハ百姓共こやし用、

実綿ハ第一黒瀬筋村々并ニ村内百姓浮過等妻子共日用織のへ遺綿

ニ、前書之通買受申候(後略)

この史料は正銀の兩替を村役人に願ひ出た天保年間のものである。大部分を省略したが、この時期の間屋の機能はまず領外から米・干鯛・実綿を取寄せることにある。そして米は「漁師・浮過之者飯用」に、干鯛は「百姓共こやし用」に売るのであり、実綿は「黒瀬筋村々并ニ村内百姓浮過等妻子共」の余稼ぎの対象となつたのである。峯吉は持高九・八石(弘化三年)であり、土地所有の面から言えば中農あるいは富農クラスである。作右衛門は持高不明だが、多額の正銀で実綿の取引を行なっているくらいだから有力な農民とみてよい。先述した緑屋・民平らもこのような間屋から「毎歳実綿二、三本ツ、入替買請」、あるいはこやし用として干鯛を購入していたことが十分考えられる。

このように流通面を把握しているのが有力な上層農民であるのは幕末期にかぎらず、近世を通じての特徴であるが、それゆゑに、小作貧農にとって商業的農業の展開によつてもたらされる農閑余業の新しい局面も自づと限界づけられている。先述した緑屋もその例に漏れないのである。

おわり

以上幕末期の農閑余業のあり方を中心に述べてきたが、ここでは小作貧農層の農閑余業に発展的な契機を見出すことは困難であった。このような情勢のもとでは、余業は家計の補充という程度の役割にとどまっていたにすぎない。農民の経営を圧迫してきたのが封建地代だけでなく、地主・小作関係の実現形態である高率高額小作料にもその原因があつたことは言うまでもない。明治初期になつてもこの高率小作料と年貢・地租が農民の上に重くのしかかつていくわけだが、この間、農閑余業がどのように変化していったかについては今後の機会にゆづらざるをえない。

明治二十四年(一八九二)の広島県勲業報告号外「農事調査書」^④によれば、賀茂郡の余業の種類は編弧・紡織・運送稼・職工・山稼・漁網・日雇稼となつており、編弧・山稼など近世期からの一般的余業形態もいまだに存続していることがうかがえる。さらに「専業農家ニシテ世活ニ困難ナレハ随テ亦兼業農家モ困難ナリ、故ニ概シテ家賃ニ余裕アルモノ甚タ其数ニ乏シキ景況ナリ」という状況からして、小作貧農層にとって、苦しい家計の補充というかぎりでは変わらなかつたと考えられる。

注

① 藤本清二郎「幕末期芸州における地主経営の性格」(芸備地方史研究)九九、一〇三)

② このような農閑余業の取上げ方については深谷克己「江戸時代の農民と『兼業』」(『世界』一九七九年二月号)に学ぶべき点多かつた。

③ 「幕末期泉州における小作農の存在形態」(高橋幸八郎編『土

地所有の比較的研究」所収)

④ 広村については、農民層分解を中心に取り扱われた、小川国治「近世後期瀬戸内農村における『農民的土地所有』の進展」(『芸備地方史研究』六九・七〇)がある。

⑤ 呉市立図書館広分館所蔵、以下断わりのないかぎりすべて同館文書である。

⑥ 年不詳(巳年)「頭書之覚」の付紙

⑦ 明治六年「田畑の件」には水田の裏作として妻が記載されている。

⑧ 年不詳「当郡産物買入代金凡之見込積書」(『呉市史』第一巻、二五八頁)

⑨ 安政四年「実綿繰綿等縮合之儀ニ付有懸之趣御歎申上書付」(『油方藍方諸願扣』)

⑩ 寛政七年「御領分諸色有無物帖御約ノ御用ニ付産物御改帖」

⑪ 文政二年「国郡志御編集ニ付書出帳」

⑫ 安政二年「御年貢方^并御触書読聞帖」

⑬ 小川前掲論文

⑭ 「高家船漁師員浦別帳」(『呉市史』第一巻、一五四～五頁)

⑮ 寛政十二年「広村諸品帳」なおこの史料は広分館に現存しないので、広村の商品生産を扱われた宗盛美恵子さんの卒業論文から引用させていただいた。宗盛さんの御好意に深く感謝します。

⑯ 同右

⑰ 「仁方村国郡志御編集ニ付書出帖」(広島大学文学部国史研究室所蔵)

⑱ 年不詳(巳年)「扱芋壳捌方之儀奉願上書付」

⑲ 同様に山稼についても「一、柴保多 百姓共並浮過之者作間ニ腰林ニ而、伐出し売申候」(寛政十二年「広村諸品帳」)と農閑余業の一端がうかがえる。

注②参照

⑳ 文政三年「御触順達扣」(『広島県史・近世資料編Ⅳ』、二五一～二頁)

㉑ 天保十年「御紙面扣帖」(同右、四九八～九頁)

㉒ 天保十年「諸品直段約帖」

㉓ 天保期にいわゆる半プロ層が広汎に形成されつつあったことは疑いない。それとともに前述した土地売買形態の変化と照応する事実も興味深い。

㉔ 安政五年「当村百姓惣四郎綿実所持仕掛改役見咎申出候ニ付相約申上書付」(『油方藍方諸願扣』)

㉕ さらに年貢割付の面から判断すると、惣四郎に限らず四人の者も小作貧農である。(各年度「広村百姓下札帖」)

㉖ 安政六年「口上書」(『油方藍方諸願扣』)

㉗ 嘉永二年「綿実菜種中買鑑札御返居^并相動候者^并相止候者相約人別申上書付」(同右)

㉘ 明治五年「職分総計下地約帖」

㉙ 一経営の余稼ぎが一種類のみでなかったことは明治六年「諸商業願扣」などによっても知ることができる。たとえば前述した惣四郎家では、惣四郎が干鯛受売、その妻ミホが綿売事に従事している。蛇足ながら次のような二種類の史料が多く存在していることも、農閑余業の形態・出稼ぎ農民の側面について、それぞれ示しているであろう。

(A) 覚(未年)

立村百姓長兵衛伴

常太郎

当未廿八才

右之者農晦為稼備前国へ罷出申度旨願出申候間、何卒往来手形御調下ケ被為遣候へ、難有奉存候、為其書付差上申候、以上

(後略)

(B) 御印鑑御下ケ之儀奉願上書付(未年)

覚

一備前賀茂郡杉谷村へ罷出申候

炭燒録百姓五八伴

甚助

当未三十四才

一備中川上郡坂本村へ罷出申候

屋根算同為次郎伴

庄七

当未三十三才

一子州銅山へ罷出申候

日置録同替伴

与三郎

当未二十七才

(後略)

③① 安政五年「多賀谷千兵衛義当村作綿壳捌冥加銀奉差上添書付」

(「油方藍方諸願扣」)

③② 年不詳(卯年)「銀兩替奉願上書附」

③③ このような例はほかにもみられ、たとえば「金子御両替奉願上書付」(巳年)では、

一金七百兩

直平

但酒造仕込用米買入方ニ付兩替御願申上候

一同貳百五拾兩

新太郎

一同貳百兩

礼助

但夏方千鯛買入代之内月延ニ而此節払方ニ付兩替御願申上候というように偶然的な事例でなかったことが知られる。

③④ 『明治前期産業発達史資料』補卷九五

△付記▽

小稿作成にあたり有元正雄先生、頼祺一先生、ならびに先輩方に多くの御教示をいただいた。また史料閲覧に際し、呉市立図書館広分館館長の堀河さんに多大の便宜を受けたことをここに記して深く感謝します。